

避難所運営 マニュアル

施設編

令和3年8月

新篠津村

目 次

はじめに	1
避難所作成図	
1 コミュニティプラザ第1	2
2 新篠津村立中学校	3
1階	4
2階	5
体育館	5
3 新篠津村立小学校	6
1階A	7
1階B	7
2階A	8
2階B	9
体育館	10
4 新篠津村自治センター	11
1階	11
2階	12
青年研修室	13
5 新篠津村B&G海洋センター体育館	14
1階	14
2階	15
6 障がい者支援施設ふれあいの苑	16
7 新篠津高等養護学校	17
本校舎1階	17
本校舎2階	18
増築棟・作業棟1階	19
増築棟2階	20
体育館	21
格技場・トイレ・シャワー棟	22
8 第3地区集落センター	23
1階	23
2階	24
9 第4地区社会教育会館	25
10 第5地区ふれあいセンター及び体育館	26
ふれあいセンター	26
体育館	27

はじめに

本編は、避難所作成にあたって最大限の居住区を作成することを目的として作成しました。目安として使用してください。以下の点に注意して、避難所作成してください。

- 1 避難所作成は、避難者で話し合っけて割り振りを決めます。受け身になることなく、避難者同士が主体的に避難所の運営に積極的にかかわりましょう。
- 2 居住空間は、避難者1人当たりの面積を概ね4㎡とします。
- 3 居住空間は、必ず1つの面を通路と面するように作成します。
- 4 通路は車椅子が通過できるように2m以上（最低でも1m以上）とします。
- 5 避難してきた人数に応じて、その都度居住空間を見直します。
- 6 居住空間や物品庫・食料庫などを作成する際に元々ある物品は（机等）、使用予定の無い部屋へ移動します。
- 7 学校等の施設の場合は、学校長等の施設管理者と使用について協議を行ない、可能な限り学校運営に支障を来さないように相互に協力します。
- 8 インフルエンザ等の感染症が発生した場合は、感染者を可能な限り隔離し、看護師等必要な知識のある者に看護等を依頼し、蔓延を予防します。
- 9 乳児がいる場合は、授乳室やおむつを替える部屋を用意したり、夜泣きによる他の避難者・母親相互のストレス軽減のため、別室を用意する等配慮します。
- 10 食料庫や物品庫とする部屋は盗難等の被害防止のため、可能な限り施錠出来る部屋とします。
- 11 災害の種類によっては（大雨・洪水）、居住空間等を1階ではなく、2階以上に作成します。
- 12 特に災害の初期は、避難者1人当たりの面積（4㎡）にこだわることなく、安全を確保できる場所に全員が避難します。
例）地震災害：体育館など、棚などが無く揺れによる二次被害が少ないと思われる部屋。
洪水災害：浸水の危険があるので、2階以上の高さのある部屋。食料等の必要物品も2階に移動しておく。